

(要領様式第6号)

事業計画書に対する知事意見書

7 資第322-3号
7 佐地環第30-2号
令和8年(2026年)5月12日

環境デザイン株式会社
代表取締役 檜木野 信介 様

長野県知事
長野県佐久地域振興局長

令和7年12月26日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	環境デザイン株式会社 代表取締役 檜木野 信介 長野県上田市新町244番地	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処分業の新規許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平 882 番 1、883 番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設(移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	木くず 222.64 t/日 (27.83 t/h 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	/	
申請の区分(Ⅱ)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平 882 番 1、883 番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設(移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	

④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあつては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	木くず 222.64 t / 日（27.83 t / h 8時間稼働）	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。